

なかりしかば、かくては故郷にあるも同じ、歸りなんとて、候の近侍せる士に別を告じかば、理也  
さて、其よしを申けるに、候笑給ひて、吾よくこれを乞れり、然れども、守景は膽太にして、人の需に  
從ふものにあらず、其畫あとより世に稀なるもの也、されば此男に祿を與へば、畫を描くことを  
ばせじとおもひて、かく貧しからしむ、今は三年に及べば、畫も國中に多く残りなん、さらば扶持  
すべしとて、ともしからす賜しとぞ、

〔日本靈異記序〕上債母乃々比

〔日本書紀〔三十持統〕元年七月甲子詔曰、凡負債者、自乙酉年以前物莫收利、若既役身者、不得役利、

〔日本靈異記上〕凶人不孝養姫房母、以得惡死報緣第廿三  
大和國添上郡有一凶人也、其名未詳、字曰瞻保、是難破宮御宇天皇○孝之代、預學生之人也、徒學書傳、不養其母、母貸子稻无物可償、瞻保忽怒、逼而徵之時、母居地、子坐胡床、賞明視之、不得寧居、賞明語之曰、○中汝家饒財、貸稻多者、何違學不孝親母、瞻保不伏曰、无用也、子時衆人代其母而償債、咸俱起而避、母出其姫房而應泣之曰、吾之育汝、日夜无憇、觀他子之報恩時、吾兒之如斯、而反見迫辱、願心違謬矣、汝已徵負稻、吾亦徵乳直、○下

〔三代實錄〔清和〕貞觀七年三月廿五日丙午、少僧都法眼和上位慧運申牒請、○中其年不滿二十、若七十已上、并國家不敬之人、債負之人、黃門奴婢之類、非是戒器、故佛不聽受戒、○下

〔今昔物語二十〕延興寺僧惠昧依惡業受牛身語第二十  
今昔延興寺下云、其寺ニ惠昧○惠昧、日本靈異記作惠勝、ト云僧住ケリ、年來此ノ寺ニ住ム間ニ、寺又溫室分ノ薪一束ヲ取テ、人ニ與ヘタリケルニ、其後償之事無クテ、惠昧死三ヶツ、而ル間、其寺ノ邊ニ本ヨリ稟有ケリ、一人犢生ニケリ、其犢長大ニシテ後、其犢ニ車ヲ懸テ薪ヲ積テ寺ノ内ニ入ル、